

選挙管理システム構築業務 プロポーザル実施要領

令和 8 年 10 月

志布志市選挙管理委員会事務局

【目次】

第1	業務の概要	3
1	業務名	3
2	目的	3
3	業務内容	3
4	契約期間	3
5	提案限度額	3
第2	応募に関する事項	3
1	参加資格	3
2	スケジュール	4
3	参加申込書の提出	4
4	質問および回答	5
5	企画提案書等の提出	6
6	企画提案書等の作成	6
第3	提案評価に関する事項	7
1	選考方法	7
第4	契約の締結	7
第5	その他	7
(別記) 1	評価基準表	9

第1 業務の概要

1 業務名

選挙管理システム構築業務

2 目的

本要領は、志布志市における「選挙管理システム構築業務委託」に係る受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

3 業務内容

【別紙1】「選挙管理システム構築業務委託仕様書」のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 提案限度額

2,970,000円（消費税および地方消費税を含む。）

※提案額が提案限度額（内訳額を含む）を超過している場合は、失格とする。

第2 応募に関する事項

1 参加資格

次の条件のいずれにも該当し、志布志市において実施するプレゼンテーション等に参加できるものとする。

- (1) 志布志市物品又は役務の調達等入札参加資格審査要綱（平成18年志布志市告示第15号）第3条第1項に規定する入札参加資格を認められている者（以下、法人等）であること。なお、公募開始時点で認定されていない場合は、参加申込書の提出までに認定を受けること。
- (2) 経営状態が著しく不健全でないものであること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (7) 自己又は自社の役員などが、次のいずれにも該当する者でないこと及び次のアからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団、または暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (8) 過去5年以内に、市、国、都道府県などの地方公共団体及び民間企業において、期日前投票、当日投票管理システムを合わせて10件以上履行し、現在も稼働中であること。
- (9) プライバシーマーク、又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認定を受けていること。

※連携協力企業など（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業などにおいても同様とする。

2 スケジュール

項目	日程	備考
公募の開始	令和8年10月20日（火）	市ホームページへ掲載
質問の受付	令和8年10月20日（火）～ 令和8年10月26日（月）午後5時	
質問の回答	令和8年10月27日（火）	順次、市ホームページへ掲載
参加申込	令和8年10月20日（火）～ 令和8年11月4日（水）午後5時	直接持参又は郵送（必着）
企画提案書等の提出	令和8年11月5日（木）～ 令和8年11月13日（金）午後5時	直接持参又は郵送（必着）
プレゼンテーション・審査	令和8年11月17日（火）	時間等詳細は電子メールにて通知
結果通知	令和8年11月19日（木）（予定）	
契約締結	令和8年12月中	

3 参加申込書の提出

(1) 提出期間

令和8年10月20日（火）から11月4日（水）午後5時（必着）

なお、閉庁日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

※書類の不備による再提出及び修正含む。

(2) 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各 1 部提出しなければならない。

- ア プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）
- イ 会社概要（任意様式）
- ウ 投票管理システム導入受注実績調書（任意様式）

(3) 参加申込書類等の提出方法

上記提出書類について、直接持参又は郵送により志布志市選挙管理委員会事務局へ提出すること。

(4) 提出先

志布志市選挙管理委員会事務局

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目 1 番 1 号

(5) 参加資格確認通知

参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、参加資格がないと認めた場合には、電子メールにより通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(6) 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届（様式第 4 号）を志布志市選挙管理委員会事務局へ事前に電話連絡の上、持参又は郵送して提出すること。

なお、すでに提出された書類は返却しない。

4 質問および回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式第 5 号）を電子メールにより提出すること。電子メールによる質問書以外での質問（メール本文内での質問、電話での問い合わせ等）については、一切回答しないものとする。

(1) 質問書の受付

ア 提出期間

令和 8 年 10 月 20 日（火）から令和 8 年 10 月 26 日（月）午後 5 時まで

イ 質問の送付先

志布志市選挙管理委員会事務局

E-mail:senkyo@city.shibushi.lg.jp

なお、メールの件名は「【会社名】選挙管理システム構築業務質問書の送付について」とすること。

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、令和 8 年 10 月 27 日（火）までに順次志布志市のホームページへ掲載する。

5 企画提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下、提出書類）を直接持参又は郵送により提出すること。

なお、提案は 1 者につき 1 つの提案の提出に限る。

(1) 提出書類

提出書類	部数
1. 企画提出書（様式第 2 号）	1 部
2. 企画提案書（任意の様式）	7 部
3. 企画提案書の電子データ（CD-R または DVD-R）	1 枚
4. 見積書（様式第 3 号）	1 枚
5. 費用見積明細書（任意の様式）	1 部

(2) 提案書などの提出

ア 提出期間

令和 8 年 11 月 5 日（木）から令和 8 年 11 月 13 日（金）午後 5 時（必着）

なお、閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時までに提出すること。

イ 提出場所

志布志市選挙管理委員会事務局

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目 1 番 1 号

6 企画提案書等の作成

(1) 企画提案書などの作成

【別紙 2】企画提案書作成要領に基づき作成すること。

(2) 見積書の作成

ア 見積金額は、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとする。

イ 見積金額の算定基礎にかかるすべての費用を費用見積明細書（任意の様式）に記載すること。ただし、構築費用の合計金額は、2,970,000 円以内（消費税および地方消費税を含む）とする。

第3 提案評価に関する事項

1 選考方法

選考は、志布志市プロポーザル方式実施規程に定める評価会が提案に関するプレゼンテーションの審査（非公開）によって行うものとする。

その際、プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、管理責任者となる者は必ず出席すること。プレゼンテーションの時間は30分以内で、その後質疑応答（15分程度）を行うものとする。

なお、プレゼンテーションの実施は、令和8年11月17日（火）を予定しているが、時間等の詳細は令和8年11月13日（金）までに企画提案書等の提出を行った参加事業者に電子メールで通知するものとする。

(1) 評価

ア 評価は、別記1「評価基準表」により行うものとする。

イ 企画提案書及びプレゼンテーションによる評価の合計点が上位の者を受託候補者に決定し、次に得点の高かった者を次点の受託候補者として決定する。

ウ 最高得点を取得した者が2人以上ある場合は、見積金額の最も低い者を受託候補者とする。更に見積金額が同額である場合は、くじ引きとする。

エ 審査委員会において最低基準（基準点合計の6割）を設けることとし、最低基準を満たさなかった場合は、再度公募を行うものとする。

オ 参加事業者が1者の場合も審査は実施し、最低基準を満たす場合に限り、受託候補者とする。

(2) 選考結果

選考結果は、令和8年11月19日（木）（予定）以降、プレゼンテーションに参加した参加事業者に電子メールで通知し、市ホームページで公開するものとする。

(3) その他

プレゼンテーションにおいてパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、志布志市選挙管理委員会事務局に事前に連絡すること。

なお、プロジェクター及びスクリーンは当市で準備するが、パソコン、その他の機材等は各参加事業者にて用意すること。

第4 契約の締結

(1) 受託候補者と業務内容について協議を行い、詳細が確定した上、契約の締結を行う。

(2) 受託候補者が何らかの理由により契約を行えなかった場合には、次点の者を受託候補者として契約締結の交渉を行う。

第5 その他

(1) プレゼンテーションの参加者が資料作成等に要した費用については、参加者の負担とする。

(2) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、プレゼンテーションに欠席する

場合、又は参加辞退届出書の提出があった場合は、参加資格を失う。

(3) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の申告又は記載をしたことが判明した場合には、当該企画提案書は無効とし、既に受託者に選定され契約を締結した後でも、これを破棄することができることとする。

(4) 提出期限以降、原則として企画提案書に記載された内容の変更は認めない。

(5) 提出された企画提案書等の返却はしない。

なお、提出された企画提案書は、業務目的以外のものには使用しないものとする。

(6) 本要領に定めのない事項については、協議の上、決定する。

(別記) 1 評価基準表

評価項目			企画提案書の提案項目	配点
審査員評価	1	会社概要	会社概要が記載されており、信頼できる企業であるか。	5
	2	導入実績	他自治体での選挙管理システムの稼働実績を確認する。	10
	3	システムの基本的な考え方	システムの基本的な考え方や基本構成、導入イメージ等は本市の導入目的に沿ったものとなっているか。 特に、使用するパソコンのレンタル数を確保すること、システム運営管理補助を自社で行うこと、国が定めた標準準拠システムに則ったものであることを確認する。	20
	4	利便性及び充実性	事務従事者負担の軽減となるシステムで帳票等も充実したものとなっているか。	10
	5	操作性及び効率性	パソコンやシステムに不慣れな者でも簡単に操作できるよう配慮されているか。	10
	6	プレゼンテーション	分かりやすく説得力があるか。質疑応答に対し適切に対応しているか。	5
	7	システムのセキュリティ	個人情報を取り扱う事業者として、情報セキュリティに対する習熟度と対策が充分か。 ※具体的なセキュリティ対策を確認する。	10
	8	将来性	将来的なシステムの拡張を考慮した提案等がなされているか確認する。	5
	9	準備体制・スケジュール	準備体制が適切に組まれているか、スケジュールは工程別に分かりやすく記載され、履行期間内に完了できる適切なものになっているか確認する。	5
客観的評価	10	運用・保守体制	運用保守体制について、役割分担が明確になっており、問い合わせ窓口が一本化されていること。また、機器の不具合等に迅速な対応が可能であること。	10
	11	価格	見積価格の高低による評価（計算式による評価） 価格点＝（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格）×満点（10点）＝（小数点以下切り捨て）	10
合 計				100